

広告付きバス停留所上屋の小型上屋設置計画について（審議）

1. 横浜市における広告付きバス停留所上屋について

付議理由

- 建築基準法第44条第1項において、建築物は、道路内に建築してはならないとされています。ただし、公益上必要な建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りでないとされています。

建築基準法第44条第1項（抜粋）

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

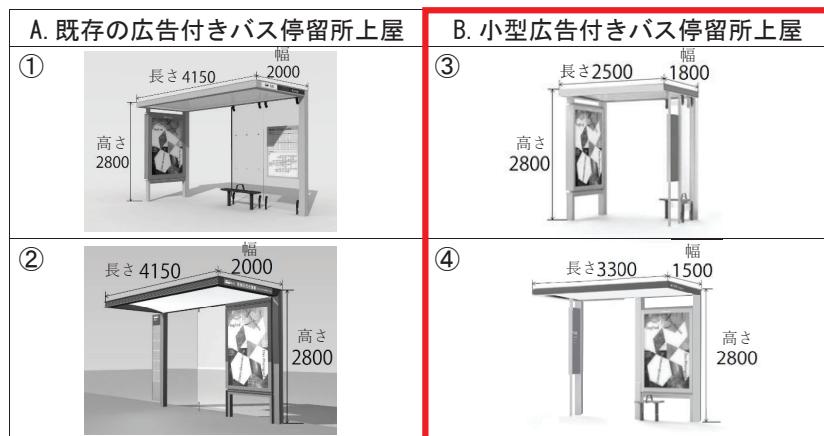
二 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

- 法第44条第1項に基づき、本市では、建築審査会が同意する基準として、あらかじめ許可基準（包括同意基準）を定めています。

包括同意基準で許可するための要件の1つとして、「建築物には、広告物等の添加又は添付をしないこと。ただし、路線定期のバス停留所の上屋で横浜市都市美対策審議会の承認を得たものは除く。」とされていることから付議するものです。

- これまで承認を頂いていた、「既存の広告付きバス停留所上屋」に加え、新たに「小型広告付きバス停留所上屋」（下図赤枠）についても承認頂きたいため、デザイン等について審議をお願いします。

【今回付議】



※広告掲出面積 長さ 1160mm×高さ 1710mm 1.98 m² (※広告掲出面積は既存と変わりません)

これまでの取り組み

- 平成3年 横浜らしい景観形成のため、ストリートファニチャーのデザイン等について検討開始
- 平成4年～ 本市主体でバス停留所上屋整備開始
- 平成16年 既存のバス停留所上屋に広告物を添加することを、都市美対策審議会で承認
- 平成16年～ 整備・維持管理に民間活力を導入し、広告物を添加したバス停留所上屋を設置開始

現状の課題

- 既存の広告付きバス停留所上屋では、歩道が狭隘な場所や、街灯や電柱・高木などによる支障物により、物理的に離隔が確保できない場所などで設置ができず、整備・拡充の妨げになっています。
- 小型バスの乗降間口と既存の広告付きバス停留所上屋のレイアウトが合わず、乗降に際し不便が生じています。



既存の広告付きバス停留所上屋の小型化の必要性

今回、新たに小型広告付きバス停留所上屋を導入することで、

- 歩道が狭隘な場所での設置が可能
- 街灯や電柱などの支障物がある場合でも設置可能
- 小型バスの乗降間口を確保可能

となり、より一層の快適な環境を提供できることから、小型上屋を導入したいと考えます。

2.広告付きバス停留所上屋のデザイン

■ 小型広告付きバス停留所上屋のデザイン

既存の広告付きバス停留所上屋と同様の景観色を基本とし、横浜ブルーをアクセントカラーに使用するデザインを継承したものです。したがって、既存の広告付きバス停留所上屋の意匠と同様に、景観の向上に寄与するものです。

■ 既存の広告付きバス停留所上屋のデザイン

- ・平成4年から本市主体で整備していたバス停留所上屋のデザインを継承し、水平・垂直を基調としたシンプルなデザインです。
- ・本市では、これまで「横浜市ストリートファニチャー整備事業」を推進し、市内全域を対象としたストリートファニチャーの「景観の基調作り」が成されてきました。
こうした背景を踏まえ、「街路景観全体としての調和性」と「横浜らしい品位」を備えるとともに、景観の向上に寄与するデザインとしています。



既存の広告付きバス停上屋のデザイン

3.広告付きバス停留所上屋の運用

エムシードゥコ一株式会社がバス停留所上屋に掲出する広告料収入を原資として、横浜市交通局の負担なしに、バス停留所上屋の製造から設置、その後の清掃維持管理までを「横浜市営バス停留所上屋整備及び維持管理に関する契約書」に基づき行っています。

- (1) バス事業者：横浜市交通局
- (2) 広告事業者：エムシードゥコ一株式会社
- (3) バス停留所上屋仕様：資料参照
- (4) 掲出廣告：横浜市広告物検討委員の審査により認められた広告
- (5) 広告面積：「既存の広告付きバス停留所上屋」と「小型広告付きバス停留所上屋」で広告掲出面積は同じ

3.今後の設置スケジュール

■ 今後の展開

横浜市交通局では現在までに既存の広告付きバス停留所上屋を約280基設置しております、今後、小型広告付きバス停留所上屋を含め400基を目標として、設置を進めています。

■ 小型広告付きバス停留所上屋の設置候補箇所について

- ・横浜市内全域をターゲットとし、既存の広告付きバス停留所上屋で対応できない箇所を選出し、設置に向けて推進していきます。

第一段階として、令和6年度は、

日ノ出町2丁目（西行）

本郷町（西行）

大和町（西行）

上記バス停留所に小型広告付きバス停留所上屋の設置を計画しています。



小型広告付きバス停留所上屋の設置計画箇所

■ 今後のスケジュール

令和6年8月 横浜市都市美対策審議会景観審査部会

令和6年10月 建築基準法第44条許可申請及び
第6条に基づく建築確認申請（3基）

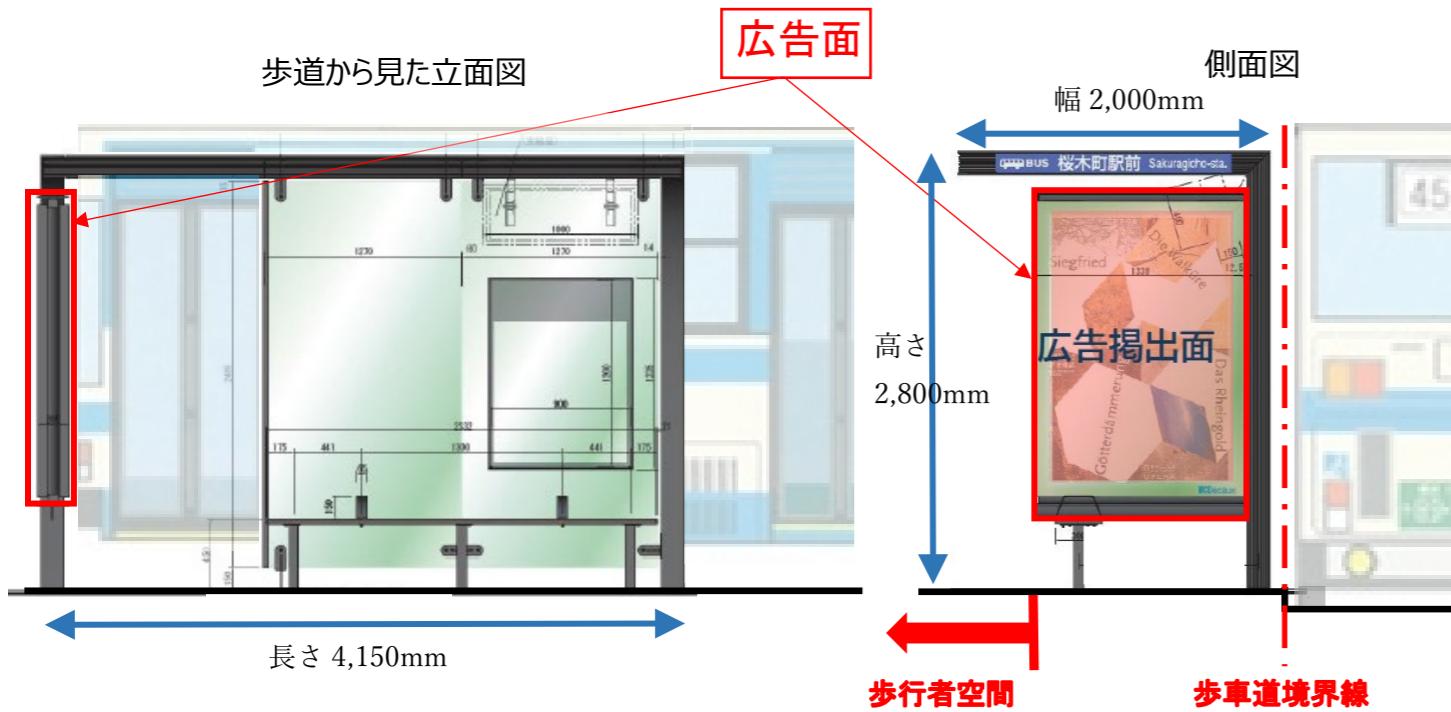
令和6年11月 工事着手

令和6年12月 竣工

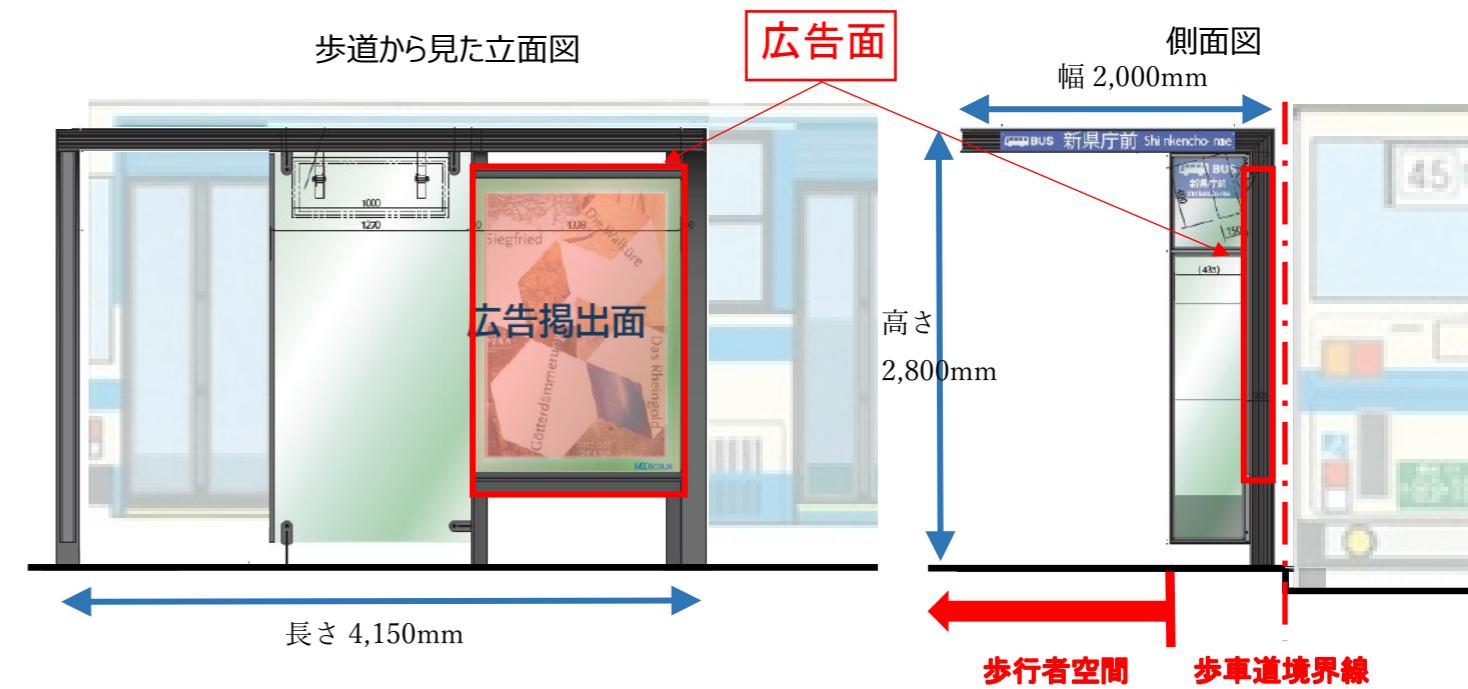
※景観推進地区内及び都市景観協議地区内に設置する場合は、景観計画及び都市景観協議等を都度行います。

A.既存の広告付きバス停留所上屋

①：車道に対して、広告面を垂直に設置

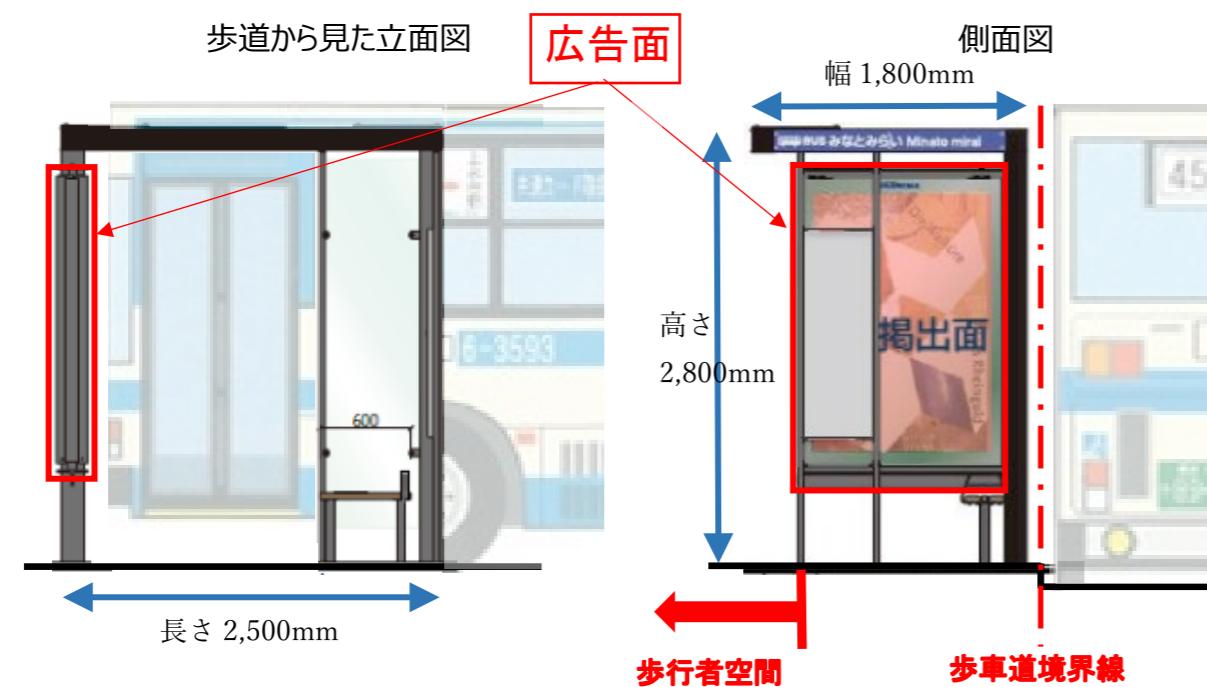


②：車道に対して、広告面を平行に設置



B.小型広告付きバス停留所上屋【今回付議】

③：車道に対して、広告面を垂直に設置



④：車道に対して、広告面を平行に設置

